



福岡医発第 56 号(保)

平成15年 4月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬 次 郎



国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

福岡県保健福祉部国保・援護課より、下記の国保組合の負担割合が改正された旨、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 神奈川県建設連合国民健康保険組合

平成15年4月1日実施

	現 行	改 正 後
組合員である被保険者	10分の0 (不徴収)	10分の2

2. 神奈川県建設業国民健康保険組合

平成15年10月1日実施

	現 行	改 正 後
組合員である被保険者	10分の1	10分の2

3. 埼玉県医師国民健康保険組合

平成15年4月1日実施

	現 行	改 正 後
組 合 員	10分の1	10分の2
准 組 合 員	10分の1	10分の2

4. 埼玉県歯科医師国民健康保険組合

平成15年4月1日実施

	現 行	改 正 後
組 合 員	10分の1	10分の2

5. 埼玉県建設国民健康保険組合

平成15年4月1日実施

	現 行	改 正 後
組 合 員	10分の1	10分の2

6. 埼玉土建国民健康保険組合

平成15年4月1日実施

	現 行	改 正 後
組 合 員	10分の0	10分の2

7. 群馬県歯科医師国民健康保険組合

平成15年10月1日実施

	現 行	改 正 後
組 合 員	10分の1	10分の2

8. 三重県医師国民健康保険組合

平成15年10月1日実施

	現 行	改 正 後
組 合 員	10分の1	10分の2

9. 京都府薬剤師国民健康保険組合

平成15年4月1日実施

	現 行	改 正 後
組 合 員	10分の2	10分の3

10. 兵庫県薬剤師国民健康保険組合

平成15年12月1日実施

	現 行	改 正 後
組 合 員	10分の2	10分の3

11. 山口県医師国民健康保険組合

平成15年4月1日実施

	現 行	改 正 後
組 合 員	10分の2	10分の3